

一般社団法人日本気象予報士会東海支部規約

(名称)

第1条 本組織の名称は、「一般社団法人日本気象予報士会東海支部」と称する。

(目的)

第2条 本支部は、会員相互の親睦を図り、気象予報士としての技術・知識を向上させることを目的とする。

2 本支部は、気象予報士の活動を通じ広く一般に認知され、さらに社会に寄与することを目指す。

(支部活動)

第3条 本支部は以下の活動を行うものとする。

- (1) 会員の技術、知識の向上を図る勉強会・見学会等の月例会の開催
- (2) 一般社会に向けた気象に関する社会的活動
- (3) 子供が気象を理解し関心を高めるための活動
- (4) その他第2条に規定する目的の達成に必要な活動

(会員)

第4条 本支部は以下に定める会員により構成する。

- (1) 日本気象予報士会に所属する者の内、東海地方（愛知県、岐阜県、三重県）に在住するもの
- (2) その他支部長が認めるもの

2 他支部への異動など退会するものは、支部長に報告するものとする。

(役員及び顧問)

第5条 本支部に次の役員を置く。役員任期は1年とし再任は妨げない。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1～2名
- (3) 幹事 複数名
- (4) 監事 2名

2 幹事は会計、企画、総務、広報担当をそれぞれ置く。

3 役員は会員の互選で選出し、総会の承認を得るものとする。

4 支部長の委嘱より、本支部に顧問を置くことができる。

(総会)

第6条 総会は支部長の招集により年1回開催し次の事項を審議する。

- (1) 事業報告（決算を含む）、事業計画に関する事項
- (2) 規約の改正に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) その他支部活動に関する必要な事項

2 総会の承認は、出席した会員の過半数の賛成によるものとする。

3 支部長は、必要に応じ臨時に総会を召集することができる。

(支部の運営)

第7条 支部の運営を円滑に行うために幹事会を置く。

2 幹事会は役員及び支部長が指名するもので構成する。

3 幹事会は総会に関する事、収入支出に関する事、支部活動に関する事を決定する。

(会費)

第8条 本支部の運営に必要な経費は、一般社団法人日本気象予報士会から支給される支部活動経費、月例会においてその都度参加者から徴収する会費、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第9条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本支部の収支決算は、毎年会計年度終了後速やかに幹事（会計担当）が作成し、総会の承認を得なければならない。

第10条 本規約を実行するために必要な細則は、幹事会において別に定める。

附則

1 本規約は平成15年7月19日から適用する。

2 平成16年7月17日改正

3 平成20年7月19日改正

4 平成22年7月17日改正